

ID: 212

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	高額所得者に対する家賃等の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営住宅条例 第33条第1項		
例規番号	平成17年条例第144号		
<p><b>【根拠条文】</b> (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第29条第2項による。 (収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条</p> <p>2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日